

第143回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和5年2月20日（月）午前10時00分
- 2 開会の日時 令和5年2月20日（月）午前 9時45分
- 3 閉会の日時 令和5年2月20日（月）午前11時00分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 岡山市東区役所3階 多目的ホール
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 10名 欠席 1名

	氏名	出欠の別		氏名	出欠の別
会長（1）	浮田 孝允	出	5	奥田 哲也	出
職務代理者（6）	岸本 博	出	7	串田 修	出
2	大森 美也子	欠	8	今東 徳雄	出
3	大森 勇二	出	9	延澤 強哉	出
4	岡本 五樹	出	10	雪本 泰嗣	出

6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会長 藤田 眞樹

東区協議会長 岡崎 章二

事務局 担当局長 佐古 和之 参事監 真田 明彦

主幹 佐藤 孝司 担当課長補佐 三浦 諭

農地担当係長 橋本 聡実

7 傍聴者 0名

8 議題

第1号議案 農地関係申請等について

申請等（1）農地法第3条の規定に基づく許可申請について

（2）農地法第4条の規定に基づく許可申請について

（3）農地法第5条の規定に基づく許可申請について

（4）岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）

（5）岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定）

（6）岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定及び転貸）

（7）農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

報告（1）農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について

（2）農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について

（3）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

（4）農地法施行規則第29条第1号該当転用届について

（5）農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

申請等 (1) 農政関係等について

(2) その他

9 議事録署名委員の氏名

4番 岡本 五樹

8番 今東 徳雄

10 議事の内容

議長 みなさんご苦勞様です。それでは、ただいまから第143回岡山市第二農業委員会を開会します。本日の欠席は 0 名です。

本日の議事録署名委員を指名します。4番 岡本 五樹 委員、8番 今東 徳雄 委員にお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

橋本係長 議案の訂正はありません。

なお、1月に許可の議決をした中区江崎の露天駐車を目的とする5条申請は、面積が3,000平方メートルを超えていましたので、1月30日の県農業会議に諮問し、許可適当との答申を受けましたので報告します。なお、許可書の交付は埋立行為等の許可を待ってから行います。以上です。

議長 それでは申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

三浦課長補佐 1ページ1番、増反による所有権移転です。受人世帯は現在、約52アール耕作しています。過去の3条申請において中区、東区の所有農地の一部に耕作不十分と判断される状況があり是正を求めていましたが、申請時点において、是正中の農地には主に普通野菜の作付けがなされ、いずれの農地にも一定の改善が認められます。以上のことから、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の模様を藤田協議会長さん、ご報告願います。

藤田推進委員 1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

橋本係長 2番、借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約2.8ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.4ヘクタール耕作してお

り、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、5番は受人が同一のため同時に説明します。

4番は受贈、5番は増反による所有権移転です。受人は現在、約1.9ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、増反による所有権移転です。受人は現在、約7.1ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。農地所有適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、増反による所有権移転です。受人は現在、約6.9アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、増反による所有権移転です。受人は現在、約4.7ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。農地所有適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

2ページ9番、増反による所有権移転です。受人は現在、約2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番から13番は受人が同一のため、同時に説明します。

10番は受贈、11番から13番は増反による所有権移転です。受人は現在、約9.8アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、増反による所有権移転です。受人は現在、約2.3ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積3

0アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議 長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告お願いします。
岡崎推進 2番から14番の13件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見
委 員 となっています。引き続きのご審議をお願いします。
議 長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。
全 員 ありません。
議 長 それでは、申請等（1）は、1番から14番までの14件を許可と決定してよろ
しいか。
全 員 よろしい。
議 長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等（2）農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

三浦補佐 3ページ1番、申請地は農用地で、原型復旧をする一時転用です。転用目的は工
事用仮設道で、期間は許可日から令和6年2月28日までです。

申請地の南側の土地の開発工事に際して、前面道路の幅員が狭く、また通学路でもあることから、安全確保のため、申請地を工事車両などの進入路として一時転用しようとするものです。

農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれもなく例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議 長 中区協議会の協議の模様を藤田協議会長さん、ご報告お願いします。
藤田推進 1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっていま
委 員 す。引き続きのご審議をお願いします。
議 長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。
全 員 ありません。
議 長 それでは、申請等（2）は、1番の1件を許可と決定してよろしいか。
全 員 よろしい。
議 長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等（3）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

三浦 4ページ1番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。
課長補佐

受人は中区乙多見の社宅に家族3人で居住していますが、社宅に居住期限があり、退去の必要があるため、受人の職場近隣の申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、申請地は農用地で、転用目的は露天駐車場です。永久転用目的の一時転用申請で、期間は許可日から3年間です。

受人は広島県福山市に本社を置き、食品スーパーマーケット事業を展開する法人です。当該法人は現在、申請地東側の店舗で営業していますが、従業員の駐車場が手狭となったため、申請地を賃借し、露天駐車場36台分として転用しようとするものです。

農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがなく例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、令和4年10月に農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は中区山崎の賃貸住宅に家族5人で居住していますが、子どもの成長とともに手狭となったため、申請人（妻）の勤務先に近く、子どもの通園にも都合の良い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、令和4年3月に農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は中区平井4丁目の賃貸住宅に家族3人で居住していますが、住居が手狭となったため、申請人の通勤に交通至便な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、令和4年10月に農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は北区青江3丁目の賃貸住宅に家族4人で居住していますが、子どもの成長とともに家財道具が増え手狭となったため、申請人（妻）の通勤に交通至便な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用

目的は敷地拡張で所有権を移転します。

受人が居住する住宅敷地への進入口が狭く不便なため、隣接する申請地を取得し、敷地拡張により進入路として転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天資材置場で所有権を移転します。

受人は中区江崎にて土木建築業を営む法人ですが、事業拡大に伴い既存の資材置場が手狭となったため、事務所近隣である申請地とその隣接の雑種地を取得し、併せて露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の模様を藤田協議会長さん、ご報告願います。

藤田推進委員 1番から7番の7件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(3)は、1番から7番までの7件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

次に、岡山市農用地利用集積計画の決定について、申請等(4)所有権の移転、申請等(5)利用権の設定、申請等(6)利用権の設定及び転貸を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

橋本係長 今回の利用集積計画について説明します。

申請等(4)所有権の移転については、東区分で5ページ1番の1件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、財団から担い手への所有権移転です。中区の案件はありません。

申請等(5)利用権の設定については、中区分で、6ページ1番から3番までの3件で、農地中間管理機構が貸付希望の農家の農地について中間管理権を設定するための利用集積計画です。東区の案件はありません。

申請等(6)利用権の設定及び転貸については、中区分で、7ページ1番から8ページ7番までの7件、東区分で、9ページ1番から12ページ12番までの12件で、農地中間管理機構が貸付希望の農家の農地に中間管理権を設定し、同時に耕作者へ転貸する形の利用集積計画です。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たして

いると考えられ、各地区協議会では原案どおり決定意見となっています。

以上です。

議長 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

議員 員 ありません。

議長 長 それでは、申請等（４）（５）（６）の岡山市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定とします。

次に、申請等（７）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届け出について、事務局から説明をお願いします。

三浦課長補佐 １３ページ１番から１６ページ１２番までの１２件で、権利取得の事由は、すべて相続、権利の種類はすべて所有権で、内容をご覧のとおりです。１１番についてはあっせん等の希望があるため、内容を確認の上、担当の委員さんと協議します。

各地区協議会ではすべて受理意見となっています。以上です。

議長 長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

議員 員 ありません。

議長 長 それでは、申請等（７）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届け出について、１番から１２番の１２件を受理と決定します。

次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

橋本係長 報告（１）農地法第４条第１項第８号の規定による転用届については、１７ページ１番から４番までの４件で、転用目的は自己住宅２件、車庫１件、共同住宅１件、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）農地法第５条第１項第７号の規定による転用届については、１８ページ１番から１９ページ１１番までの１１件で、転用目的は分譲住宅地５件、露天駐車場４件、自己住宅１件、福祉施設１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、２０ページ１番から２１ページ１４番までの１４件です。解約理由は耕作目的１２件、転用目的２件で、離作料は記載のとおりです。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、２２ページ１番、２番の２件です。内容は農業用通路２件です。

報告（５）農地改良届については、２３ページ１番の１件で、内容は普通野菜畑です。

以上です。

議長 長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

議員 員 ありません。

議長 長 何もないようでしたら、以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 第２号議案について資料に従い説明。

議長 第2号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。これについて委員の方から何かご意見はありませんか。

全員 ありません。

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。
最後に何かご意見等がありますか。

全員 ありません。(指針について承認)

岸本職務 それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前11時00分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員